

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき株式会社の計算に関する法務省令を次のように定める。

株式会社 of 計算に関する法務省令

目次

第一編 総則（第一条—第三条）

第二編 会計帳簿

第一章 総則（第四条）

第二章 資産（第五条・第六条）

第三章 負債（第七条・第八条）

第四章 株主資本その他の純資産

第一節 通則（第九条）

第二節 設立時の資本金の額（第十条）

第三節 成立後に行う株式の交付（第十一条—第十八条）

第四節 剰余金の配当（第十九条―第二十一条）

第五節 自己株式（第二十二条）

第六節 資本金等の額の増減（第二十三条―第二十七条）

第七節 評価・換算差額等（第二十八条）

第八節 新株予約権（第二十九条）

### 第三編 計算関係書類

#### 第一章 総則

第一節 表示の原則（第三十条）

第二節 個別計算書類（第三十一条―第三十二条）

第三節 連結計算書類（第三十四条―第四十二条）

第二章 貸借対照表等（第四十三条―第五十六条）

第三章 損益計算書等（第五十七条―第六十四条）

第四章 株主資本等変動計算書等（第六十五条）

第五章 注記表（第六十六条―第八十二条）

第六章 附属明細書（第八十三条）

第七章 雑則（第八十四条―第八十六条）

第四編 計算書類の株主への提供（第八十七条・第八十八条）

第五編 計算書類の公告等

第一章 計算書類の公告（第八十九条）

第二章 計算書類の要旨の公告

第一節 総則（第九十条）

第二節 貸借対照表の要旨（第九十一条―第九十五条）

第三節 損益計算書の要旨（第九十六条―第一百二条）

第四節 雑則（第一百三―第一百五）

第三章 雑則（第一百六）

第六編 剰余金

第一章 剰余金の額（第一百七条・第一百八条）

第二章 剰余金の処分（第九九条）

第三章 分配可能額（第一百十条—第一百十二条）

第七編 清算株式会社の計算書類等（第一百三三条—第一百八条）

附則

第一編 総則

（目的）

第一条 この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「法」という。）の規定により委任された株式会社の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において「会社」、「外国会社」、「子会社」、「親会社」、「取得請求権付株式」、「取得条項付株式」、「新株予約権」、「新株予約権付社債」、「社債」、「最終事業年度」、「吸収合併」、「吸収分割」又は「株式交換」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、親会社

、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、社債、最終事業年度、吸収合併、吸収分割又は株式交換をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発行済株式 法第二条第三十一号に規定する発行済株式をいう。
- 二 設立時発行株式 法第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。
- 三 現物出資財産等 法第三十三条第十項第一号に規定する現物出資財産等をいう。
- 四 自己株式 法第百十三条第四項に規定する自己株式をいう。
- 五 親会社株式 法第百三十五条第一項に規定する親会社株式をいう。
- 六 全部取得条項付種類株式 法第百七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。
- 七 株式無償割当て 法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。
- 八 单元未満株式売渡請求 法第百九十四条第一項に規定する单元未満株式売渡請求をいう。
- 九 募集株式 法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。
- 十 自己新株予約権 法第二百五十五条第一項に規定する自己新株予約権をいう。

- 十一 取得条項付新株予約権 法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権をいう。
- 十二 報酬等 法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。
- 十三 計算書類 法第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。
- 十四 臨時計算書類 法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。
- 十五 臨時決算日 法第四百四十一条第一項に規定する臨時決算日をいう。
- 十六 連結計算書類 法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。
- 十七 準備金 法第四百四十五条第四項に規定する準備金をいう。
- 十八 計算関係書類 次に掲げるものをいう。
  - イ 成立の日における貸借対照表
  - ロ 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
- 八 臨時計算書類
- 二 連結計算書類
- 十九 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他こ

れらに準ずる事業体をいう。

二十 関連会社 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができ  
る場合における当該他の会社等（子会社を除く。）とする。

二十一 連結子会社 連結の範囲に含まれる子会社をいう。

二十二 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。

二十三 連結会社 当該株式会社及びその連結子会社をいう。

二十四 関係会社 当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連  
会社である場合における当該他の会社等をいう。

二十五 持分法 投資会社が、被投資会社の資本及び損益のうち当該投資会社に帰属する部分の変動に  
応じて、その投資の金額を各事業年度ごとに修正する方法をいう。

二十六 税効果会計 貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の  
計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等  
（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう

。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

3 前項第二十号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合

- イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等



- 二 其他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合（前号に規定する場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 次に掲げる者（他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）が他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- (1) 自己の役員
  - (2) 自己の業務を執行する社員
  - (3) 自己の使用人
  - (4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者
- ロ 自己が他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
- ハ 自己が他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
- ニ 自己と他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の二十以上である場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に規定する場合を除く。）であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 自己の計算において所有している議決権

ロ 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

ハ 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（斟酌）

第三条 この省令（会計に係るものに限る。）の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行を斟酌しなければならない。

第二編 会計帳簿

第一章 総則

第四条 法第四百三十二条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この編の定めるところによる。

## 第二章 資産

### (資産の内容)

第五条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる資産 流動資産
  - イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）
  - ロ 受取手形（通常の取引に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）
  - ハ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）
- 二 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下

同じ。)及び一年内に満期の到来する有価証券

ホ 商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。)

ヘ 製品、副産物及び作業くず

ト 半製品(自製部分品を含む。)

チ 原料及び材料(購入部分品を含む。)

リ 仕掛品及び半成工事

又 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であつて、相当な価額以上のもの

ル 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものである

場合における当該前渡金を除く。)をいう。)

ヲ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ワ 未収収益

カ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、事業年度の末日後一年内に取り崩されると認められるもの

ヨ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）

#### 有形固定資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

ニ 船舶及び水上運搬具

ホ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）

ト 土地

チ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び

当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イ 営業権

ロ 特許権

ハ 借地権（地上権を含む。）

ニ 商標権

ホ 実用新案権

ヘ 意匠権

ト 鉱業権

チ 漁業権（入漁権を含む。）

リ ソフトウェア

又 その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

イ 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

二 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、事業年度の末日後一年内に取り崩されると認められないもの

ホ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

へ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産

(資産の評価)

第六条 株式会社の会計帳簿に計上すべき資産については、その取得原価を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この編において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。)

事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産

その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日において取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。



5 満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。次項第二号において同じ。）については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、事業年度の末日において、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付することができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子会社及び関連会社の株式等（株式その他の会社等の持分その他これに相当するものをいう。）並びに満期保有目的の債券を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

### 第三章 負債

#### （負債の内容）

第七条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）

ニ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ヘ 未払費用

ト 前受収益

チ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、事業年度の末日後一年内に取り崩されると認められるもの

リ その他の負債であって、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 社債

ロ 長期借入金

ハ 引当金（資産に係る引当金及び前号二に掲げる引当金を除く。）

二 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、事業年度の末日後一年内に取り崩されると認められないもの

ホ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

（負債の評価）

第八条 株式会社の会計帳簿に計上すべき負債については、債務額を付さなければならぬ。

2 次に掲げるものその他債務額を付すことが適当でない負債については、適当な価格を付すことができる

。 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積もり額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債

#### 第四章 株主資本その他の純資産

##### 第一節 通則

第九条 株式会社の会計帳簿に計上すべき株主資本その他の純資産については、この章の定めるところによ

る。

## 第二節 設立時の資本金の額

第十条 法第二十五条第一項各号に掲げる方法により株式会社を設立する場合における株式会社の設立時に行う株式の発行に係る法第四百四十五条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあっては、零）とする。

一 次に掲げる額の合計額（零未満である場合にあっては、零）

イ 法第三十四条第一項又は第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭（当該金銭が八に規定する財産に該当する場合における当該金銭を除く。）の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、払込みがあつた日の為替相場に基づき算出された金額）

ロ 法第三十四条第一項の規定により給付を受けた金銭以外の財産（当該財産が八に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の給付があつた日における当該財産の価額

八 法第三十四条第一項の規定により払込み又は給付を受けた財産（当該財産の株式会社に於ける帳簿

価額として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額

二 法第三十二条第一項第三号に掲げる事項として次に掲げる額のうち、設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額

イ 法第二十八条第三号に掲げる事項として定めた発起人が受ける報酬その他の財産上の利益の額

ロ 法第二十八条第四号に掲げる事項として定めた費用の額

ハ 定款の認証の手数料の額

ニ 設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等（法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）に支払うべき手数料及び報酬の額

ホ 法第三十三条第三項の規定により決定された検査役の報酬の額

ヘ 株式会社の設立の登記の登録免許税の額

ト 法第六十五条第一項に規定する創立総会の決議により株式会社が負担することとされた設立に関する

## る費用の額

2 設立（法第二十五条第一項各号に掲げる方法によるものに限る。）時の株式会社のその他利益剰余金の額は、零（前項第一号イから八までに掲げる額の合計額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合にあつては、当該額）とする。

3 第一項第一号の規定の適用については、設立時に発起人が出資する金銭以外の財産について定款に定められた額と、当該財産につき会計帳簿に付すべき額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならないと解してはならない。

### 第三節 株式会社の成立後に行う株式の交付

#### （通則）

第十一条 株式会社がその成立後に行う株式の交付（法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。）による株式会社の資本金等増加限度額（同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。）、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額（第百八条第二項第九号及び第百十二条第八号並びに法第

四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号口及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この節において同じ。〕は、この節の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う株式の交付」とは、株式会社がその成立後において行う次に掲げる場合における株式の発行及び自己株式の処分（第八号及び第九号に掲げる場合にあつては、自己株式の処分）をいう。

一 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合

二 取得請求権付株式（法第八十二条第五号口に掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。〕の取得をする場合

三 取得条項付株式（法第八十二条第六号口に掲げる事項についての定めがあるものに限る。以下この章において同じ。〕の取得をする場合

四 全部取得条項付種類株式（当該全部取得条項付種類株式を取得するに際して法第七十一条第一項第一号イに掲げる事項についての定めをした場合における当該全部取得条項付種類株式に限る。以下この章において同じ。〕の取得をする場合



- 五 株式無償割当てをする場合
- 六 新株予約権の行使があつた場合
- 七 取得条項付新株予約権（法第二百三十六条第一項第七号二に掲げる事項についての定めがあるものに  
限る。以下この章において同じ。）の取得をする場合
- 八 単元未満株式売渡請求を受けた場合
- 九 株式会社が当該株式会社の株式を取得したことにより生ずる法第四百六十二条第一項に規定する義務  
を履行する株主（株主と連帯して義務を負う者を含む。）に対して当該株主から取得した株式に相当す  
る株式を交付すべき場合
- 十 吸収合併（会社以外の法人との合併後株式会社会社が存続する合併を含む。）後当該株式会社が存続する  
場合
- 十一 吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継をする場合
- 十二 株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得をする場合  
（募集株式を引き受ける者を募集する場合）

第十二条 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）に株式発行割合（当該募集に際して発行した株式の数を当該募集に際して発行した株式の数及び処分した自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額（零未満である場合にあつては、零）

イ 法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた金銭（当該金銭が八に規定する財産に該当する場合における当該金銭を除く。）の金額（外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあつては、法第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、法第二百八条第一項の規定により払込みを受けた日）の為替相場に基づき算出された金額）

ロ 法第二百八条第二項の規定により給付を受けた金銭以外の財産（当該財産が八に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の法第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、法第二百八条第二項の規定により給付を受けた日）における価額

八 法第二百八条第一項又は第二項の規定により払込み又は給付を受けた財産（当該財産の株式会社に  
おける帳簿価額として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳  
簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又  
は給付の直前の帳簿価額の合計額

二 法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式を引き受ける者の募集に係る費用の額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

三 当該募集に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定め  
た額

2 前項に規定する場合には、株式会社の同項の行為後の次の各号に掲げる額は、同項の行為直前の当該額  
に、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロ及び八に掲げる額を減じて得た額

イ 前項第一号に掲げる額

ロ 前項第二号及び第三号に掲げる額の合計額

八 前項の資本金等増加限度額

二 その他利益剰余金の額 次に掲げる額の合計額

イ 前項第一号イから八までに掲げる額の合計額が零未満である場合における当該合計額

ロ 零から当該募集に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額を減じて得た額

3 第一項に規定する場合には、株式会社の自己株式対価額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 第一項第一号イから八までに掲げる額の合計額

二 第一項第二号に掲げる額

三 第一項の資本金等増加限度額

4 第一項第一号の規定の適用については、募集株式を引き受ける者が出資する金銭以外の財産について法第九十九条第一項第三号に掲げる価額と、当該財産につき会計帳簿に付すべき額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならぬと解してはならない。

(取得請求権付株式の取得をする場合等)

第十三条 次に掲げる場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、零とする。

- 一 取得請求権付株式の取得をする場合
  - 二 取得条項付株式の取得をする場合
  - 三 全部取得条項付種類株式の取得をする場合
  - 四 株式無償割当てをする場合
- 2 前項第一号から第三号までに掲げる場合には、株式会社の自己株式対価額は、当該各号に掲げる場合において処分した自己株式の帳簿価額とする。
  - 3 第一項第四号に掲げる場合には、株式会社の自己株式対価額は、零とする。この場合において、株式会社の同号の行為後の次の各号に掲げる額は、同号の行為直前の当該額から当該各号に定める額を減じて得た額とする。
    - 一 その他資本剰余金の額 当該行為に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

二 その他利益剰余金の額 当該行為に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

(新株予約権の行使があつた場合)

第十四条 新株予約権の行使があつた場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額(零未満である場合にあつては、零)から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(零未満である場合にあつては、零)に株式発行割合(当該行使に際して発行した株式の数を当該行使に際して発行した株式の数及び処分した自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

一 行使時における当該新株予約権の帳簿価額

二 次に掲げる額の合計額

イ 法第二百八十一条第一項に規定する場合又は同条第二項後段に規定する場合におけるこれらの規定により払込みを受けた金銭(当該金銭が八に規定する財産に該当する場合における当該金銭を除く。

)の金額(外国の通貨をもつて金銭の払込みを受けた場合にあつては、行使の日の為替相場に基づき

算出された金額)

ロ 法第二百八十一条第二項前段の規定により給付を受けた金銭以外の財産(当該財産が八に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。)の行使時の価額

ハ 法第二百八十一条第一項又は第二項の規定により払込み又は給付を受けた財産(当該財産の株式会社における帳簿価額として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。)の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額

三 法第二百三十六条第一項第五号に掲げる事項として新株予約権の行使に係る費用の額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

四 当該行使に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

2 前項に規定する場合には、新株予約権の行使後の次の各号に掲げる額は、当該行使直前の当該額に、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- 一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロ及び八に掲げる額の合計額を減じて得た額
- イ 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額（零未満である場合にあっては、零）
- ロ 前項第三号及び第四号に掲げる額の合計額
- 八 前項の資本金等増加限度額
- 二 その他利益剰余金の額 次に掲げる額の合計額
- イ 前項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零未満である場合における当該合計額
- ロ 零から当該行使に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額を減じて得た額
- 3 第一項に規定する場合には、株式会社の自己株式対価額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を減じて得た額とする。
  - 一 第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額
  - 二 第一項第三号に掲げる額
  - 三 第一項の資本金等増加限度額



4 第一項第二号の規定の適用については、新株予約権を行使した者が出資する金銭以外の財産について法第二百三十六条第一項第二号及び第三号に掲げる価額と、当該財産につき会計帳簿に付すべき額（当該出資に係る資本金及び資本準備金の額を含む。）とが同一の額でなければならぬと解してはならない。

（取得条項付新株予約権の取得をする場合）

第十五条 取得条項付新株予約権の取得をする場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）に株式発行割合（当該取得に際して発行した株式の数を当該取得に際して発行した株式の数及び処分した自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

- 一 取得に際して当該新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあつては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この項において同じ。）に付すべき帳簿価額
- 二 株式会社が新株予約権を取得するまでの間に、新株予約権の取得に係る費用の額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

- 三 当該取得に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定め

た額

- 四 株式会社が当該新株予約権を取得すると引換えに交付する財産（当該株式会社の株式を除く。）の帳簿価額（当該財産が社債（自己社債を除く。）又は新株予約権（自己新株予約権を除く。）である場合にあっては、会計帳簿に付すべき額）の合計額
- 2 前項に規定する場合には、株式会社の同項の行為後の次の各号に掲げる額は、同項の行為直前の当該額に、当該各号に定める額を加算して得た額とする。
  - 一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額
  - イ 前項第一号に掲げる額
  - ロ 前項第二号から第四号までに掲げる額の合計額
  - ハ 前項の資本金等増加限度額
  - ニ その他利益剰余金の額 零から当該取得に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額を減じて得た額
- 3 第一項に規定する場合には、株式会社の自己株式対価額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に

掲げる額を減じて得た額とする。

一 第一項第一号に掲げる額

二 第一項第二号及び第四号に掲げる額

三 第一項の資本金等増加限度額

(単元未満株式売渡請求を受けた場合)

第十六条 単元未満株式売渡請求を受けた場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、零とする。

2 前項に規定する場合には、単元未満株式売渡請求後の次の各号に掲げる額は、当該単元未満株式売渡請求直前の当該額から当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 当該単元未満株式売渡請求に応じて処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

ロ 当該単元未満株式売渡請求に係る代金の額

二 その他利益剰余金の額 当該単元未満株式売渡請求に応じて処分した自己株式の帳簿価額のうち、株

式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

- 3 第一項に規定する場合には、株式会社の自己株式対価額は、単元未満株式売渡請求に係る代金の額とする。

(法第四百六十二条第一項に規定する義務を履行する株主に対して株式を交付すべき場合)

第十七条 株式会社が当該株式会社の株式を取得したことにより生ずる法第四百六十二条第一項に規定する義務を履行する株主(株主と連帯して義務を負う者を含む。)に対して当該株主から取得した株式に相当する株式を交付すべき場合には、株式会社の資本金等増加限度額は、零とする。

2 前項に規定する場合には、株式会社の同項の行為後の次の各号に掲げる額は、同項の行為直前の当該額から当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 当該交付に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社が払込資本から減ずるべき額と定めた額

ロ 前項の株主が株式会社に対して支払った金銭の額

二 その他利益剰余金の額 当該交付に際して処分した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

3 第一項に規定する場合には、株式会社の自己株式対価額は、第一項の株主が株式会社に対して支払った金銭の額とする。

( 設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合 )

第十八条 次に掲げる義務が履行された場合には、株式会社のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により株式会社に対して支払われた額が増加するものとする。

一 法第五十二条第一項の規定により同項に定める額の全部又は一部を支払う義務（当該義務を履行した者が同項の現物出資財産等（法第二十八条第一号の財産に限る。）を給付した発起人である場合における当該義務に限る。）

二 法第二百十二条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額の全部又は一部を支払う義務

三 法第二百八十五条第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める額の全部又は

一部を支払う義務

#### 第四節 剰余金の配当

(通則)

第十九条 株式会社が剰余金の配当をする場合における法第四百四十五条第四項の規定による資本準備金及び利益準備金の計上並びにその他資本剰余金及びその他利益剰余金の減少については、この節の定めるところによる。

(法第四百四十五条第四項の規定による資本準備金及び利益準備金の計上)

第二十条 株式会社が剰余金の配当をする場合には、株式会社の剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- 一 当該剰余金の配当をした日における準備金の額が当該日における基準資本金額（資本金の額に四分の一を乗じて得た額をいう。以下この条において「基準資本金額」という。）以上である場合 零
- 二 当該剰余金の配当をした日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 次の

イ又はロに掲げる額のいずれか小さい額に資本剰余金配当割合（次条第一号イに掲げる額を法第四百四十六号に掲げる額で除して得た割合）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をした日における準備金計上限度額（基準資本金額から準備金の額を減じて得た額をいう。以下この条において同じ。）

ロ 法第四百四十六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

2 株式会社が残余金の配当をする場合には、株式会社の剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一 当該剰余金の配当をした日における準備金の額が当該日における基準資本金額以上である場合 零

二 当該剰余金の配当をした日における準備金の額が当該日における基準資本金額未満である場合 次のイ又はロに掲げる額のいずれか小さい額に利益剰余金配当割合（次条第一号イに掲げる額を法第四百四十六号に掲げる額で除して得た割合）を乗じて得た額

イ 当該剰余金の配当をした日における準備金計上限度額

□ 法第四百四十六条第六号に掲げる額に十分の一を乗じて得た額

(減少する剰余金の額)

第二十一条 株式会社が残余金の配当をする場合には、株式会社の剰余金の配当後の次の各号に掲げる額は、当該剰余金の配当直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剰余金 次に掲げる額の合計額

イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定め

た額

□ 前条第一項第二号に規定するときは、同号に定める額

二 その他利益剰余金 次に掲げる額の合計額

イ 法第四百四十六条第六号に掲げる額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定め

た額

□ 前条第二項第二号に規定するときは、同号に定める額

第五節 自己株式



第二十二條 株式会社が当該株式会社の株式を取得した場合には、その取得価格を、増加すべき自己株式の額とする。

2 株式会社が自己株式の処分又は消却をした場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己株式の額とする。

3 株式会社が自己株式の消却をした場合には、株式会社の自己株式の消却後の次の各号に掲げる額は、当該自己株式の消却直前の当該額から、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 その他資本剰余金 当該消却した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

二 その他利益剰余金 当該消却した自己株式の帳簿価額のうち、株式会社がその他利益剰余金から減ずるべき額と定めた額

#### 第六節 資本金等の額の増減

##### (資本金の額)

第二十三條 株式会社の資本金の額は、第三節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該

各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百四十八条の規定により準備金（資本準備金に限る。）の額を減少した場合（同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。） 法第四百四十八条第一項第二号の資本金とする額に相当する額

二 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少した場合 同項第一号の減少する剰余金の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額

2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合において、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。

一 新株の発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

二 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

三 設立時発行株式又は募集株式の引受けに係る意思表示その他の株式の発行又は自己株式の処分に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合

(資本準備金の額)

第二十四条 株式会社の資本準備金の額は、第三節及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合(同条第一項第二号に掲げる事項を定めた場合に限る。)

法第四百四十七条第一項第二号の準備金とする額に相当する額

二 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少した場合

法第四百五十一条第一項第一号の額(その他資本剰余金に係る額に限る。)

に相当する額

2 株式会社の資本準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額(資本準備金に係る額に限る。)

に相当する額が減少するものとする。

この場合において、前条第二項後段の規定を準用する。

(その他資本剰余金の額)

第二十五条 株式会社のその他資本剰余金の額は、第三節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が当該増加するものとする。

一 法第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 法第四百四十七条第一項第一号の額（同項第二号に規定する場合にあつては、当該額から同号の額を減じて得た額）に相当する額

二 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 法第四百四十八条第一項第一号の額（資本準備金に係る額に限り、同項第二号に規定する場合にあつては、当該額から資本準備金についての同号の額を減じて得た額）に相当する額

三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剰余金の額を増加すべき場合 その他資本剰余金の額を増加する額として適切な額

2 株式会社のその他資本剰余金の額は、前三節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一 法第四百五十条の規定により剰余金の額を減少した場合 法第四百五十条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額

二 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少した場合 法第四百五十一条第一項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額

三 前二号に掲げるもののほか、その他資本剰余金の額を減少すべき場合、その他資本剰余金の額を減少する額として適切な額

3 前三節及び前項に規定する場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要、かつ、適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。

(利益準備金の額)

第二十六条 株式会社の利益準備金の額は、第四節に定めるところのほか、法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少した場合に限り、同条第一項第一号の額(その他利益剰余金に係る額に限る。)に相当する額が増加するものとする。

2 株式会社の利益準備金の額は、法第四百四十八条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額(利益準備金に係る額に限る。)に相当する額が減少するものとする。

(その他利益剰余金の額)

第二十七条 株式会社のその他利益剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増

加するものとする。

一 法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 法第四百四十八条第一項第一号の額（利益準備金に係る額に限る。）に相当する額

二 当期純利益金額が生じた場合 当期純利益金額

三 前二号に掲げるもののほか、その他利益剰余金の額を増加すべき場合 その他利益剰余金の額を増加する額として適切な額

2 株式会社のその他利益剰余金の額は、前三節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一 法第四百五十一条の規定により剰余金の額を減少した場合 法第四百五十一条第一項第一号の額（その他利益剰余金に係る額に限る。）に相当する額

二 当期純損失金額が生じた場合 当期純損失金額

三 前二号に掲げるもののほか、その他利益剰余金の額を減少すべき場合 その他利益剰余金の額を減少する額として適切な額

## 第七節 評価・換算差額等

第二十八条 次に掲げるものその他資産、負債又は株主資本以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この条において同じ。）につき時価を付すものとした場合における当該資産又は負債の評価差額（当期純利益又は当期純損失として計上したものと及び次号に掲げる評価差額を除く。）

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段（資産）（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）又は負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。）に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。）に係る評価差額

三 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三四号）第七条第二項に規定する再評価差額金

## 第八節 新株予約権

第二十九条 株式会社が新株予約権を発行した場合には、当該新株予約権と引換えになされた金銭の払込み

の金額、金銭以外の財産の給付の額又は当該株式会社に対する債権をもってされた相殺の額その他適当な価格を、増加すべき新株予約権の額とする。

2 株式会社が自己新株予約権の消却をした場合又は新株予約権の行使若しくは消滅があつた場合には、その帳簿価額を、減少すべき新株予約権の額とする。

3 株式会社が当該株式会社の新株予約権を取得した場合には、その取得価格を、増加すべき自己新株予約権の額とする。

4 次の各号に掲げる自己新株予約権（当該新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得したものに限り）については、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い自己新株予約権 当該事業年度の末日における時価

二 処分しないものと認められる自己新株予約権 当該新株予約権の帳簿価額

5 株式会社が自己新株予約権の処分若しくは消却をした場合又は自己新株予約権の消滅があつた場合には、その帳簿価額を、減少すべき自己新株予約権の額とする。



## 第三編 計算関係書類

### 第一章 総則

#### 第一節 表示の原則

第三十条 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

2 計算関係書類は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

#### 第二節 個別計算書類

##### ( 成立時の貸借対照表 )

第三十一条 法第四百三十五条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、株式会社の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

##### ( 各事業年度に係る計算書類 )

第三十二条 法第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される

株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

2 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六箇月）を超えることができない。

3 法第四百三十五条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（臨時計算書類）

第三十二条 臨時計算書類の作成に係る期間（次項において「臨時会計年度」という。）は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から臨時決算日までの期間とする。

2 臨時計算書類は、臨時会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

### 第三節 連結計算書類

(連結計算書類)

第三十四条 法第四百四十四条第一項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される次に掲げるものとする。

一 連結貸借対照表

二 連結損益計算書

三 連結株主資本等変動計算書

四 連結注記表

(連結会計年度)

第三十五条 各事業年度に係る連結計算書類の作成に係る期間(以下この編において「連結会計年度」という。)は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。

(連結の範囲)

第三十六条 株式会社は、そのすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の

いずれかに該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一 財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

二 連結の範囲に含めることにより当該株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2 前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

（事業年度に係る期間の異なる子会社）

第三十七条 株式会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする連結子会社は、当該株式会社の事業年度の末日において、連結計算書類の作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日との差異が三箇月を超えない場合において、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連

結計算書類を作成するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により連結計算書類を作成する場合には、連結子会社の事業年度の末日と当該株式会社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

(連結貸借対照表)

第三十八条 連結貸借対照表は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表(連結子会社が前条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社については、当該決算に係る貸借対照表)の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の貸借対照表に計上された資産、負債及び純資産の金額を、連結貸借対照表の適切な科目に計上することができる。

(連結損益計算書)

第三十九条 連結損益計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書(連結子会社が第三十七条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の損益計算書につ

いては、当該決算に係る損益計算書）の収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を基礎として作成しなければならぬ。この場合においては、連結会社の損益計算書に計上された収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を、連結損益計算書の適切な科目に計上することができる。

（連結株主資本等変動計算書）

第四十条 連結株主資本等変動計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の株主資本等変動計算書（連結子会社が第三十七条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の株主資本等変動計算書）については、当該決算に係る株主資本等変動計算書（株主資本その他の株式会社の純資産をいう。以下この条において同じ。）の変動額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の株主資本等変動計算書に計上された株主資本等の変動額を、連結株主資本等変動計算書の適切な科目に計上することができる。

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第四十一条 連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに株式会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互

間の項目の消去をしなければならない。

(持分法の適用)

第四十二条 非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

- 一 財務及び事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社
- 二 持分法を適用することにより株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる。

第二章 貸借対照表等

(通則)

第四十三条 貸借対照表等(貸借対照表及び連結貸借対照表をいう。以下この編において同じ。)について

は、この章に定めるところによる。

(貸借対照表等の区分)

第四十四条 貸借対照表等は、次に掲げる部に分類して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各科目については、当該科目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならぬ。

3 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結貸借対照表の資産の部及び負債の部は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。

(資産の部の区分)

第四十五条 資産の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適当な科目に細分しなければならない。



一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。この場合において、各項目は、適当な科目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 投資その他の資産

(負債の部の区分)

第四十六条 負債の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。この場合において、各項目は、適当な科目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならない。ただし、連結貸借対照表の負債に係る引当金については、この限りでない。

(純資産の部の区分)

第四十七条 純資産の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目については、連結貸借対照表に限る。

一 株主資本

二 評価・換算差額等

三 新株予約権

四 少数株主持分

2 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。この場合において、第六号に掲げる項目については、控除項目とする。

一 資本金

二 新株式申込証拠金

三 資本剰余金

四 利益剰余金

五 自己株式申込証拠金

六 自己株式（連結貸借対照表にあつては、連結会社並びに持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する当該株式会社の株式をいう。）

3 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。ただし、連結貸借対照表の資本剰余金に係る項目については、この限りでない。

一 資本準備金

二 その他資本剰余金

4 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。ただし、連結貸借対照表の利益剰余金に係る項目については、この限りでない。

一 利益準備金

二 その他利益剰余金

5 第三項第二号及び前項第二号に掲げる項目については、適切な名称を付した科目に細分することができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる科目その他適当な名称を付した科目に細分しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目については、連結貸借対照表に限る。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金

四 為替換算調整勘定

7 前項第四号の「為替換算調整勘定」に計上すべきものは、外国にある子会社又は関連会社の資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本の換算に用いる為替相場とが異なることによつて生じる換算差額とする。

(貸倒引当金等の表示)

第四十八条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産科目に対する控除科目とし

て、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産の表示)

第四十九条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各資産科目に對する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって表示しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して表示することを妨げない。

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

(減損損失累計額の表示)

第五十条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資

産の金額（前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって表示することができる。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除科目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の科目をもって表示することができる。

#### （無形固定資産の表示）

第五十一条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。

#### （繰延資産の表示）

第五十二条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(関係会社株式等の表示)

第五十三条 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の科目をもって別に表示しなければならない。

2 関係会社に対する金銭債権は、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区分して表示しなければならない。

3 株主及び取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者又は使用人に対する長期貸付金は、株主、役員又は従業員に対する長期貸付金の科目をもって別に表示しなければならない。

4 前三項の規定は、連結貸借対照表については、適用しない。

(繰延税金資産等の表示方法)

第五十四条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

3 連結貸借対照表に係る前二項の規定の適用については、これらの規定中「その差額」とあるのは、「異なる納税主体に係るものを除き、その差額」とする。

(連結貸借対照表ののれんに係る特則)

第五十五条 連結子会社に係る投資の金額がこれに対応する資本の金額を超えることによつてのれんが生じた場合(二以上の連結子会社に係るのれんを相殺した場合)にあつては、これらの連結子会社に係る投資の金額の合計額がこれに対応する資本の金額の合計額を超えることによつてのれんが生じた場合)には、当該のれんを連結貸借対照表の無形固定資産に表示する。

2 連結子会社に係る投資の金額がこれに対応する資本の金額に満たないことによつてのれんが生じた場合(二以上の連結子会社に係るのれんを相殺した場合)にあつては、これらの連結子会社に係る投資の金額の合計額がこれに対応する資本の金額の合計額に満たないことによつてのれんが生じた場合)には、当該のれんを連結貸借対照表の固定負債に表示する。



(新株予約権の表示)

第五十六条 自己新株予約権の額は、次項の規定による場合のほか、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。

2 自己新株予約権の額は、控除科目として、自己新株予約権の科目をもって表示することができる。

第三章 損益計算書等

(通則)

第五十七条 損益計算書等(損益計算書及び連結損益計算書をいう。以下この編において同じ。)については、この章の定めるところによる。

(収益及び費用の分類)

第五十八条 損益計算書等は、次に掲げる項目に分類して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な科目に細分することができる。

一 売上高

二 売上原価

- 三 販売費及び一般管理費
- 四 営業外収益
- 五 営業外費用
- 六 特別利益
- 七 特別損失
- 2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目に細分しなければならない。
- 3 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目に細分しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前二項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。
- 5 連結会社が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結損益計算書の第一項第一号から第三号までに掲げる収益又は費用は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。

6 次の各号に掲げる場合における連結損益計算書には、当該各号に定める額を相殺した後の額を表示することができる。

一 連結貸借対照表の資産の部に計上されたのれんの償却額及び負債の部に計上されたのれんの償却額が生ずる場合（これらの償却額が重要である場合を除く。） 連結貸借対照表の資産の部に計上されたのれんの償却額及び負債の部に計上されたのれんの償却額

二 持分法による投資利益及び持分法による投資損失が生ずる場合 投資利益及び投資損失

7 損益計算書の各科目については、当該科目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

（売上総損益金額）

第五十九条 売上高から売上原価を減じて得た額（以下この章において「売上総損益金額」という。）は、売上総利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を、売上総損失金額として表示しなければならない。

(営業損益金額)

第六十条 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額(以下この章において「営業損益金額」という。)は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第六十一条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額(以下この章において「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第六十二条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下この章において「税引前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純利益金額(連結損益計算書にあつては、税金等調

整前当期純利益金額)として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期純損失金額)として表示しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、臨時計算書類の損益計算書の税引前当期純損益金額の表示については、適当な名称を付すことができる。

(税等)

第六十三条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(連結損益計算書にあつては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額)の次に表示しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目については、連結損益計算書に限る。

- 一 当該事業年度(連結損益計算書にあつては、連結会計年度)に係る法人税等
- 二 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。)

三 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失として表示した額のうち少数株主持分に属するもの

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(当期純損益金額)

第六十四条 税引前当期純損益金額に前条第一項各号に掲げる項目の金額(同条第二項に規定する場合)同項ただし書に規定する場合を除く。)において、納付税額があるときは当該金額に納付税額を加算して得た金額、還付税額があるときは当該金額から還付金額を減じて得た金額(を減じて得た額(第百二条を除き、以下「当期純損益金額」という。))は、当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、臨時計算書類の損益計算書の当期純損益金額の表示については、適当な名

称を付することができる。

#### 第四章 株主資本等変動計算書等

第六十五条 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書及び連結株主資本等変動計算書をいう。以下この編において同じ。）については、この条に定めるところによる。

2 株主資本等変動計算書等は、次に掲げる項目に分類して表示しなければならない。ただし、第七号に掲げる項目については、連結株主資本等変動計算書に限る。

一 資本金

二 資本剰余金

三 利益剰余金

四 自己株式（連結株主資本等変動計算書にあつては、連結会社並びに持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する当該株式会社の株式をいう。第七項において同じ。）

五 評価・換算差額等

六 新株予約権

## 七 少数株主持分

3 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。ただし、連結株主資本等変動計算書については、この限りでない。

### 一 資本準備金

### 二 その他資本剰余金

4 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。ただし、連結株主資本等変動計算書については、この限りでない。

### 一 利益準備金

### 二 その他利益剰余金

5 第三項第二号及び前項第二号に掲げる項目については、適切な名称を付した科目に細分することができる。

6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる科目その他適当な名称を付した科目に細分しなければならない。



一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金

7 資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 前期末残高

二 当期変動額

三 当期末残高

8 評価・換算差額等及び新株予約権に係る項目（連結株主資本等変動計算書にあつては、少数株主持分に係る項目を含む。）は、それぞれ前期末残高及び当期末残高について明らかにしなければならない。この場合において、主要な変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

## 第五章 注記表

(通則)

第六十六条 注記表(個別注記表及び連結注記表をいう。以下この編において同じ。)については、この章の定めるところによる。

(区分)

第六十七条 注記表は、次に掲げる項目(連結注記表にあつては第四号から第八号までに掲げる項目を除き、連結注記表を作成する株式会社の個別注記表にあつては第九号に掲げる項目を除く。)に分類して表示しなければならない。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項(連結注記表にあつては、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)に関する注記

三 貸借対照表等に関する注記

四 損益計算書に関する注記

五 株主資本等変動計算書に関する注記

- 六 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 七 税効果会計に関する注記
- 八 持分法損益等に関する注記
- 九 関連当事者との取引に関する注記
- 十 一株当たり情報に関する注記
- 十一 重要な後発事象に関する注記
- 十二 その他の注記

(注記の方法)

第六十八条 貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(継続企業の前提に関する注記)

第六十九条 継続企業の前提に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提

(以下この条において「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響の計算書類(連結注記表にあつては、連結計算書類)への反映の有無  
(重要な会計方針に関する注記)

第七十条 重要な会計方針に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準

#### 四 収益及び費用の計上基準

##### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

第七十一条 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記は、次に掲げる事項とする。

この場合において、当該注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

ロ 非連結子会社がある場合には、次に掲げる事項

(1) 主要な非連結子会社の名称

(2) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

八 株式会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかったときは、当該会社等の名称及び子会社としなかった理由

二 第三十六条第一項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項であつて、当該企業集団の財産及び損益の状態の判断に影響を与えると認められる重要なものがあるときは、その内容

二 持分法の適用に関する次に掲げる事項

イ 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

ロ 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社があるときは、次に掲げる事項

(1) 当該非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

(2) 当該非連結子会社又は関連会社を持分法の対象から除いた理由

八 当該株式会社が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社

等を関連会社としなかったときは、当該会社等の名称及び関連会社としなかった理由

二 持分法の適用の手続について特に示す必要があると認められる事項がある場合には、その内容

三 会計処理基準に関する次に掲げる事項

イ 重要な資産の評価基準及び評価方法

ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ハ 重要な引当金の計上基準

二 その他連結計算書類の作成のための重要な事項

四 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

五 のれんの償却方法及び償却期間

2 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記とする。

一 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更したときは、その旨及び変更の理由

二 会計処理の原則及び手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結計算書類に与え

## ている影響の内容

三 表示方法を変更したときは、その内容

(貸借対照表等に関する注記)

第七十二条 貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項(連結注記表にあつては、第六号に掲げる事項を除く。)とする。

一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ 資産が担保に供されていること

ロ イの資産の内容及びその金額

ハ 担保に係る債務の金額

二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額)

三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額(一括



して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)

四 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表(連結注記表にあつては、連結貸借対照表)において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

五 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額

六 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額

(損益計算書に関する注記)

第七十二条 損益計算書に関する注記は、損益計算書において販売費及び一般管理費について主要な費目に細分しなかつた場合における販売費及び一般管理費の主要な費目及びその金額とする。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第七十四条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日における発行済株式の総数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株

式の総数)

二 当該事業年度の末日における自己株式の総数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の総数)

三 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

四 当該事業年度中に行つた剰余金の配当により減少したその他資本剰余金又はその他利益剰余金の別に関する事項について、当該剰余金の配当時に適切な開示が行われていない場合における当該事項

五 当該事業年度の末日において発行している新株予約権の数及びその目的となる株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

六 当該事業年度の末日における自己新株予約権の数及びその目的となる株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第七十五条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準

ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に係る次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業年度の末日における取得原価相当額
- 二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（税効果会計に関する注記）

第七十六条 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳とする。

- 一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

## 二 繰延税金負債

### (持分法損益等に関する注記)

第七十七条 持分法損益等の注記は、株式会社が会計監査人設置会社である場合における当該株式会社の子会社及び関連会社（これらの会社等の損益の金額その他の事情に照らして重要性の乏しい会社等を除く。

）に対する次に掲げる金額とする。

- 一 投資に対して持分法を適用した場合における投資の金額
- 二 前号に規定する場合における投資利益又は投資損失の金額

### (関連当事者との取引に関する注記)

第七十八条 関連当事者との取引に関する注記は、株式会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

### イ その名称

- 当該関連当事者の総株主等の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
- 八 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- 二 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
- イ その氏名
- 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- 三 当該株式会社と当該関連当事者との関係
- 四 取引の内容
- 五 取引の種類別の取引金額
- 六 取引条件及び取引条件の決定方針
- 七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
- 八 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類（連結注記表にあっては、連結計算書類）に与えている影響の内容

2 関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等の給付

3 関連当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該株式会社の親会社

二 当該株式会社の子会社

三 当該株式会社の親会社の子会社

四 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社（当該その他の関係会社が株式会社でない場合にあつては、親会社に相当するもの）及び子会社（当該その他の関係会社が会社で

ない場合にあつては、子会社に相当するもの)

五 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社(当該関連会社が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)

六 当該株式会社の主要株主(自己又は他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権(次に掲げる株式に係る議決権を除く。)を保有している株主をいう。)及びその近親者(二親等内の親族をいう。以下この条において同じ。)

イ 信託業を営む者が信託財産として所有する株式

ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

ハ 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

七 当該株式会社の役員及びその近親者

八 前二号に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社(当該会社等が会社でない場合にあつては、子会社に相当するもの)

5 第一項から第三項までの規定は、株式会社と関連当事者との間の取引のうち、連結計算書類の作成に当たって相殺消去された取引については、適用しない。

(一株当たり情報に関する注記)

第七十九条 一株当たり情報に関する注記は、一株当たりの次に掲げる額とする。

一 純資産額

二 当期純利益金額又は当期純損失金額

(重要な後発事象に関する注記)

第八十条 重要な後発事象に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

2 連結注記表における重要な後発事象に関する注記は、当該株式会社の事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。ただし、当該株式会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発



生じた場合における当該事象とする。

（その他の注記）

第八十一条 その他の注記は、第六十九条から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表等、損益計算書等及び株主資本等変動計算書等により株式会社（連結注記表にあつては、企業集団）の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

（注記の省略）

第八十二条 公開会社でない株式会社（会計監査人設置会社を除く。）は、第六十七条各号に掲げる事項（同条第五号及び第九号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を省略することができる。

## 第六章 附属明細書

第八十三条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

### 一 有価証券の明細

二 有形固定資産及び無形固定資産の明細

三 引当金の明細

### 第七章 雑則

(別記事業を営む会社の計算関係書類についての特例)

第八十四条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)別記に掲げる事業(以下この条において「別記事業」という。)を営む株式会社が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則(以下この条において「準則」という。)を制定した場合には、当該別記事業を営む株式会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一章から前章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによる。ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、別記事業(同項の法令又は準則の定めのあるものに限る。以下この条において同じ。)の二以上を兼ねて営む株式会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法に

については、それらの別記事業のうち、当該株式会社の事業の主要な部分を占める事業（以下この条において「主要事業」という。）に関して適用される法令又は準則の定めによる。ただし、その主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。

3 別記事業とその他の事業とを兼ねて営む株式会社の主要事業が別記事業でない場合には、当該株式会社を作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、第一項の規定を適用しないことができる。ただし、別記事業に係る事項については、当該別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。

4 前三項の規定の適用がある株式会社（当該株式会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法の全部又は一部について別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものに限る。以下「別記事業会社」という。）が作成すべき計算関係書類について、この省令の規定により表示を要しない事項がある場合においては、当該事項に関して適用される法令又は準則の定めにかかわらず、その表示を省略し、又は適当な方法で表示することができる。

(法以外の法令の規定による準備金等)

第八十五条 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金であつて、資産の部又は負債の部に計上することが適當でないもの(以下この項において「準備金等」という。)は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しなければならない。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

2 法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項(第二号の区別をすることが困難である場合にあつては、第一号に掲げる事項)を注記表に表示しなければならない。

- 一 当該法令の条項
  - 二 当該準備金又は引当金が一年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
- (米国基準で作成する連結計算書類に関する特則)

第八十六条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第

八十七条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2 前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

#### 第四編 計算書類の株主への提供

##### （計算書類等の提供）

第八十七条 法第四百三十七条の規定により株主に対して行う提供計算書類（次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。

- 一 株式会社（監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次号において同じ。）及び会計監査人設置会社を除く。） 計算書類
  - 二 会計監査人設置会社以外の監査役設置会社 計算書類及び当該計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）の監査報告
  - 三 会計監査人設置会社 計算書類並びに当該計算書類に係る会計監査報告及び監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）の監査報告
- 2 定時株主総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。
- 一 書面の提供 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める方法
  - イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
  - ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 提供計算書類には、次に掲げる注記（個別注記表に表示した注記に限り、重要でないものを除く。）以外の個別注記表に表示すべき事項は、省略することができる。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 貸借対照表に関する注記

四 持分法損益等に関する注記

五 関連当事者との取引に関する注記

六 一株当たり情報に関する注記

## 七 重要な後発事象に関する注記

4 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

### （連結計算書類の提供）

第八十八条 法第四百四十四条第六項の規定により株主に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時株主総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提

供



ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

## 第五編 計算書類の公告等

### 第一章 計算書類の公告

第八十九条 株式会社が法第四百四十条第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第八号に掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表（連結計算書類を作成している株式会社における第六号に掲げる事項にあつては、連結注記表）に表示した注記に限

るものとする。

- 一 継続企業の前提に関する注記
- 二 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 三 貸借対照表に関する注記
- 四 税効果会計に関する注記
- 五 持分法損益等に関する注記
- 六 関連当事者との取引に関する注記
- 七 一株当たり情報に関する注記
- 八 重要な後発事象に関する注記
- 九 当期純損益金額
- 2 株式会社が法第四百四十条第一項の規定により損益計算書の公告をする場合における前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号から第八号までに」とする。
- 3 前項の規定は、株式会社が損益計算書の内容である情報について法第四百四十条第三項に規定する措置

をとる場合について準用する。

## 第二章 計算書類の要旨の公告

### 第一節 総則

第九十条 法第四百四十条第二項の規定により貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨を公告する場合における貸借対照表の要旨及び損益計算書の要旨については、この章の定めるところによる。

### 第二節 貸借対照表の要旨

#### (貸借対照表の要旨の区分)

第九十一条 貸借対照表の要旨は、次に掲げる部に分類しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

#### (資産の部)

第九十二条 資産の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

- 一 流動資産
  - 二 固定資産
  - 三 繰延資産
- 2 資産の部の各項目は、適当な科目に細分することができる。
  - 3 公開会社の貸借対照表の要旨における固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならぬ。
    - 一 有形固定資産
    - 二 無形固定資産
    - 三 投資その他の資産
  - 4 公開会社の貸借対照表の要旨における資産の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の科目に細分しなければならない。
  - 5 資産の部の各科目については、当該科目に係る資産を示す適当な名称を付さなければならない。
- (負債の部)

第九十三条 負債の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 負債に係る引当金がある場合には、当該引当金については、引当金ごとに、他の負債と区分しなければならない。

3 負債の部の各項目は、適当な科目に細分することができる。

4 公開会社の貸借対照表の要旨における負債の部の各項目は、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の科目に細分しなければならない。

5 負債の部の各科目については、当該科目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならない。

(純資産の部)

第九十四条 純資産の部は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

一 株主資本

二 評価・換算差額等

三 新株予約権

2 株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。この場合において、第六号に掲げる項目については、控除項目とする。

一 資本金

二 新株式申込証拠金

三 資本剰余金

四 利益剰余金

五 自己株式申込証拠金

六 自己株式

3 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

一 資本準備金

二 その他資本剰余金

4 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

一 利益準備金

二 その他利益剰余金

5 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる科目その他適当な名称を付した科目に細分しなければなら  
ない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金

6 純資産の部の各項目又は科目については、当該項目又は科目に係る純資産を示す適当な名称を付さな  
ければならない。

(貸借対照表の要旨への付記事項)

第九十五条 貸借対照表の要旨には、当期純損益金額を付記しなければならない。ただし、法第四百四十条  
第二項の規定により損益計算書の要旨を公告する場合は、この限りでない。

### 第三節 損益計算書の要旨

(収益及び費用の分類)

第九十六条 損益計算書の要旨は、次に掲げる項目に分類しなければならない。

- 一 売上総利益金額又は売上総損失金額
  - 二 販売費及び一般管理費
  - 三 営業外収益
  - 四 営業外費用
  - 五 特別利益
  - 六 特別損失
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる項目の額が重要でないときは、これらの項目を分類せず、その差額を営業外損益として分類することができる。
  - 3 第一項の規定にかかわらず、同項第五号又は第六号に掲げる項目の額が重要でないときは、これらの項目を分類せず、その差額を特別損益として分類することができる。
  - 4 損益計算書の要旨の各項目は、適当な科目に細分することができる。



5 損益計算書の要旨の各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにするため必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければならない。

6 損益計算書の要旨の各科目については、当該科目に係る利益又は損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(売上総損益金額)

第九十七条 売上高から売上原価を減じて得た額（以下この節において「売上総損益金額」という。）は、売上総利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を、売上総損失金額として表示しなければならない。

(営業損益金額)

第九十八条 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額（以下この節において「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額

を、営業損失金額として表示しなければならない。

( 経常損益金額 )

第九十九条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下この節において「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

( 税引前当期純損益金額 )

第一百条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下この章において「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

( 税 )

第一百一条 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税引前当期純利益

金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期純損益金額）

第一百二条 税引前当期純損益金額に前条第一項各号に掲げる項目の金額（同条第二項に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）において、納付税額があるときは当該金額に納付税額を加算して得た金額、還付税額があるときは当該金額から還付金額を減じて得た金額）を減じて得た額（次項において「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

#### 第四節 雑則

##### (金額の表示の単位)

第百二条 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、百万円単位をもって表示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大会社の貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、十億円単位をもって表示することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、株式会社の財産又は損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがある場合には、貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨に係る事項の金額は、適切な単位をもって表示しなければならない。

##### (表示言語)

第百四条 貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

##### (別記事業)

第百五条 別記事業会社が公告すべき貸借対照表の要旨又は損益計算書の要旨において表示すべき事項については、当該別記事業会社の財産及び損益の状態を明らかにするために必要かつ適切である場合においては、前二節の規定にかかわらず、適切な部又は項目に分けて表示することができる。

### 第三章 雑則

第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合において、会計監査人設置会社が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告（同条第三項に規定する措置を含む。以下この条において同じ。）をするときは、当該各号に定める事項を当該公告において明らかにしなければならない。

- 一 会計監査人が存しない場合（法第三百四十六条第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。） 会計監査人が存しない旨
- 二 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に不適正意見がある場合 その旨
- 三 当該公告に係る計算書類についての会計監査報告に監査のため必要な調査ができなかった旨の内容が含まれている場合 その旨

### 第六編 剰余金

## 第一章 剰余金の額

(最終事業年度の末日における控除額)

第一百七条 法第四百四十六条第一号ホに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第

一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 法第四百四十六条第一号イ及びロに掲げる額の合計額

二 法第四百四十六条第一号ハ及びニに掲げる額の合計額

三 その他資本剰余金の額

四 その他利益剰余金の額

(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)

第一百八条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第

号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当

該減少額

二 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における第二十一条第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

三 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収型再編（会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転に関する法務省令（平成十八年法務省令第 号。以下「組織再編省令」という。）第五条第四号に規定する吸収型再編をいう。以下同じ。）をした際に処分した自己株式に係る法第四百四十六条第二号に掲げる額

四 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収型再編をした場合における当該吸収型再編に係る次に掲げる額の合計額

イ 組織再編省令第二条第十七号に規定する吸収型再編後資本剰余金額から組織再編省令第二条第十六号に規定する吸収型再編直前資本剰余金額を減じて得た額

ロ 組織再編省令第二十一条第二十一号に規定する吸収型再編後利益剰余金額から組織再編省令第二条第二十号に規定する吸収型再編直前利益剰余金額を減じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない株式会社における法第四百四十六条第七号に規定する法

務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十一号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 成立の日後に法第七十八条第一項の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

二 成立の日後に剰余金の配当をした場合における当該剰余金の配当に係る法第四百四十六条第六号に掲げる額

三 成立の日後に剰余金の額を減少して資本金の額又は準備金の額を増加した場合における当該減少額

四 成立の日後に剰余金の配当をした場合における第二十一条第一号ロ及び第二号ロに掲げる額

五 成立の日後に株式会社吸収型再編をした際に処分した自己株式に係る第九号に掲げる額

六 成立の日後に株式会社吸収型再編をした場合における当該吸収型再編に係る次に掲げる額の合計額

イ 組織再編省令第二条第十七号に規定する吸収型再編後資本剰余金額から組織再編省令第二条第十六号に規定する吸収型再編直前資本剰余金額を減じて得た額

ロ 組織再編省令第二条第二十一号に規定する吸収型再編後利益剰余金額から組織再編省令第二条第二



十号に規定する吸収型再編直前利益剰余金額を減じて得た額

七 成立の日におけるその他資本剰余金の額

八 成立の日におけるその他利益剰余金の額

九 成立の日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を減じて得た額

十 成立の日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額（法第四百四十七条第一項第二号の額を除く。）

十一 成立の日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額（法第四百四十八条第一項第二号の額を除く。）

## 第二章 剰余金の処分

第百九条 法第四百五十二条後段に規定する法務省令で定める事項は、同条前段に規定する剰余金の処分（同条前段の株主総会の決議を経ないで剰余金の額（項目等）（項目及び科目をいう。以下この条において同じ。）別の額を含む。次項において同じ。）を増加し、又は減少すべき場合における剰余金の処分を除く

。 ) に係る次に掲げる事項とする。

- 一 増加する剰余金の項目等
- 二 減少する剰余金の項目等
- 三 処分する剰余金の額

2 前項に規定する「法第四百五十二条前段の株主総会の決議を経ないで剰余金の額を増加し、又は減少すべき場合」とは、次に掲げる場合とする。

一 法令又は定款の規定（法第四百五十二条の規定及び同条前段の株主総会の決議によるべき旨を定める規定を除く。）により剰余金の額を増加し、又は減少すべき場合

二 法第四百五十二条前段の株主総会の決議によりある剰余金の項目等に係る額を増加し、又は減少させた場合において、当該決議の定めるところに従い、同条前段の株主総会の決議を経ないで当該剰余金の項目等に係る額を減少し、又は増加すべきとき。

### 第三章 分配可能額

（臨時計算書類の利益の額）

第一百十条 法第四百六十一条第二項第二号イに規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零以上の額に限る。）とする。

（臨時計算書類の損失の額）

第一百十一条 法第四百六十一条第二項第五号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損益金額（零未満の額に限る。）とする。

（その他減ずるべき額）

第一百十二条 法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間。次号、第三号及び第六号口において同じ。）の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合）（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあつては、成立の日。次号、第三号及び第六号口において同じ。）におけるイ及びロに掲げる額の合計額が八に掲げる額を超える場合にお

ける当該超過額を二で除して得た額（当該額がその他資本剰余金の額以上である場合にあっては、その他資本剰余金の額）

イ のれん（貸借対照表の資産の部に計上されたものに限る。）の額

ロ 貸借対照表の繰延資産の部に計上した額

ハ 資本金の額及び準備金の額

二 最終事業年度の末日においてその他有価証券評価差額金の科目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）を零から減じて得た額

三 最終事業年度の末日において土地再評価差額金の科目に計上した額（当該額が零以上である場合にあっては、零）を零から減じて得た額

四 株式会社が次のイ又はロのいずれかに該当するものである場合において、最終事業年度の末日におけるその子会社及び関連会社（これらの会社等の損益の金額その他の事情に照らして重要性の乏しい会社等を除く。）に係る投資に対して持分法を適用した場合における投資損失の金額の合計額から投資利益の金額の合計額を減じて得た額が零以上であるときは、当該額

イ 法第四百四十四条第三項に規定する大会社

ロ 定款でこの号の規定を適用する旨を定めている株式会社

五 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日。第七号、第九号及び第十号において同じ。）後に二以上の臨時計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

六 三百万円に相当する額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

イ 資本金及び準備金の額の合計額

ロ 最終事業年度の末日における純資産の部に計上した額から株主資本に係る額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

七 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収型再編又は特定募集（次に掲げる要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。）をした際に処分した自己株式に係る法第四

百六十一条第二項第二号ロに掲げる額

イ 最終事業年度の末日後に法第七十二条第一項の規定により当該株式会社の株式の取得（株式の取得に際して当該株式の株主に対してロの募集により当該株式会社が払込み又は給付を受けた財産のみを交付する場合における当該株式の取得に限る。）をすること。

ロ イの株式（当該株式の取得と同時に当該取得した株式の内容を変更する場合にあつては、当該変更後の内容の株式）の全部又は一部を引き受ける者の募集をすること。

ハ イの株式の取得に係る法第七十一条第一項第三号の日とロの募集に係る法第九十九条第一項第四号の期日が同一の日であること。

八 当該事業年度の前事業年度がない株式会社が成立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

九 最終事業年度の末日後に株式会社が当該株式会社の株式を取得した場合（当該株式の株主に対して当該株式会社の株式を交付した場合に限る。）における当該取得した株式につき会計帳簿に付した帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に交付した当該株式会社の株式以外の財産（社債及び新株予約権（当該株式会社の有していたものを除く。ロにおいて同じ。）を除く。）の帳簿価額

ロ 当該取得に際して当該取得した株式の株主に交付した当該株式会社の社債及び新株予約権に付すべき帳簿価額

十 最終事業年度の末日後に株式会社が吸収型再編又は特定募集をした際に処分した自己株式に係る法第四百六十一条第二項第四号（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、第八号）に掲げる額

#### 第七編 清算株式会社の計算書類等

#### （財産目録等の内容）

第百十三条 次に掲げるもの内容については、この編の定めるところによる。

一 法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき法第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表

二 法第四百九十四条第一項の規定により作成すべき各清算事務年度（同項に規定する清算事務年度をいう。以下この編において同じ。）に係る貸借対照表及びその附属明細書

(財産評価)

第百十四条 財産目録に計上すべき財産については、法第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。ただし、処分価格を付すことが困難な場合はこの限りでない。

(清算中の会計帳簿)

第百十五条 清算中の株式会社の会計帳簿については、前条の規定により財産目録に付された価格を取得原価とみなす。

(財産目録)

第百十六条 財産目録は、次に掲げる部に分類して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味財産

2 資産の部及び負債の部は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分することができる。



(貸借対照表)

第一百七十七条 第一百二十二条第一号に掲げる貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

2 第一百二十二条第二号に掲げる貸借対照表は、各清算事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 貸借対照表は、次に掲げる部に分類して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 資産の部及び負債の部は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分することができる。

5 第一百二十二条第一号に掲げる貸借対照表には、処分価格を付することが困難な資産がある場合における当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(附属明細書)

第一百十八条 第一百二十二条第二号に掲げる附属明細書には、同号に掲げる貸借対照表の内容を補足する重要な

事項を表示しなければならない。

## 附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。